

平成 21 年 12 月 10 日
東京ガス株式会社

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(高効率給湯器導入支援事業)
(都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器・ガスエンジン給湯器)
における弊社と連名での手続代行申請について

平素は高効率ガス給湯器の販売にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

この度、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率給湯器導入支援事業）（都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器・ガスエンジン給湯器）（以下「本補助金」といいます）におきまして、平成 21 年度第 4 期から手続代行申請に関する手続きが変更となりました。

弊社といたしましては、本補助金における手続代行の連名申請について以下のような対応といたします。

➤ 「連名申請制度」に対する弊社の方針

「連名申請」は、弊社による他社の連帯保証にあたるため、現在その方法・体制について慎重に検討中でございます。1 月中旬以降に「連名申請」を受け付ける予定でありますが、申請件名毎に十分な管理（確認）が行え、かつ日常的に業務指導を行うことができる「弊社との機器取引先企業」や「弊社卸売り機器」等の条件にて運用する予定でおります。何卒ご理解のほどお願いいたします。

大変ご迷惑をおかけしますが、上記条件に該当しない場合は、「本人申請」にてご対応下さいますようお願いいたします。

➤ （参考）制度変更概略

- ・東京ガス供給エリアにおいて手続代行申請を行う場合、従来の手続代行者に加えて、一般ガス事業者（東京ガス）との連名申請が必要となりました。
- ・本人申請の場合は、従来どおりで変更はございません。

以 上